

自転車安全利用五則 を守りましょう!



自転車の重大な事故が多発しています。
道路交通法改正に伴い改訂された自転車安全利用五則を遵守し、
大切な命を守りましょう。

1 車道は原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である
自転車は、歩道と車
道の区別がある道路
では車道通行が原則
です。車道を通行す
る場合は、左側に寄
って通行しなければ
なりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示があ
る場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場
合は、車道寄りの部分
をすぐに停止できる速
度で通行します。歩行
者の通行を妨げるとき
は一時停止しなければ
なりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差
点では、信号に従っ
て安全を確認し通行
しましょう。



道路標識等により、
一時停止すべきとされ
ている場所では、必ず
一時停止し、安全を確
認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯
しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止
です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減
するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を
保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、
乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



お問い合わせ先 鏡野町暮らし安全課 生活安全係 担当:可児 電話 (0868) 54-2621